

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔省 令〕

○ 建築士法施行規則の一部を改正する省令 (国土交通七八)

### 〔告 示〕

○ 政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので公表する件 (総務三四九)

○ 日本国に帰化を許可する件 (法務三一九)

○ 監理団体及び団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報取扱い等に関して適切に対処するための指針の一部を改正する告示 (法務・厚生労働二)

○ 肥料の登録の有効期間を更新した件 (農林水産二一八七)

○ 輸入業者の名称及び住所の変更に係る届出があつた件 (同二一八八)

○ 肥料の登録が失効した件 (同二一八九)

○ 競馬法第三条の二第一項の海外競馬の競走を指定する件の一部を改正する件 (同二一九〇)

○ 中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件 (経済産業一九七)

○ 新千歳空港の施設に変更を加える件 (国土交通一一三四)

○ 砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件 (同一一三五、一一三六)

○ 砂防法第二条の土地を指定する件 (同一一三七)

○ 砂防法第二条の土地の指定を解除する件 (同一一三八、一一三九)

○ 直轄砂防設備工事を終了した件 (同一一四〇)

○ 道路に関する件 (関東地方整備局二二二〇、二二二五)

○ 小型船舶教習所の登録に関する件 (沖縄総合事務局二八)

### 〔国会事項〕

### 〔人事異動〕

法務省 公安調査庁 外務省

### 〔叙位・叙勲〕

### 〔皇室事項〕

### 〔公 告〕

### 諸事項

### 官庁

監査法人処分関係

### 裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係  
特殊法人等  
厚生年金基金清算結了・清算人退任

### 会社その他

関係

## 省

## 令

○ 国土交通省令第七十八号

建築士法 (昭和二十五年法律第二百二号) 第十条第五項の規定に基づき、建築士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月四日

国土交通大臣 石井 啓一

建築士法施行規則の一部を改正する省令

建築士法施行規則 (昭和二十五年建設省令第三十八号) の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(処分の公告)</p> <p>第六条の三 法第十条第五項の規定による公告は、次に掲げる事項について、国土交通大臣にあつては官報又はウェブサイトに掲載その他の適切な方法で、都道府県知事にあつては当該都道府県の公報又はウェブサイトに掲載その他の適切な方法で行うものとする。</p> <p>一 処分をした年月日</p> <p>二 処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号</p> <p>三 処分の内容</p> <p>四 処分の原因となつた事実</p>	<p>(処分の公告)</p> <p>第六条の三 法第十条第五項の規定による公告は、次に掲げる事項について、国土交通大臣にあつては官報で、都道府県知事にあつては当該都道府県の公報又はウェブサイトに掲載その他の適切な方法で行うものとする。</p> <p>一 処分をした年月日</p> <p>二 処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号</p> <p>三 処分の内容</p> <p>四 処分の原因となつた事実</p>

この省令は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

## 告 示

## 示

○ 総務省告示第三百四十九号

政治資金規正法 (昭和二十三年法律第九十四号) 第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成三十年十月四日

総務大臣 石田 真敏

### 政党

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
国民民主党	代表者の氏名 玉木雄一郎	新	旧	三〇、九、四